令和8年（2026年）6月1日より

入院時食事療養費・生活療養費の負担額が変更となります

今般の食材費及び光熱水費高騰の影響により、厚生労働省から入院時食事療養費・生活療養費に関する改定がありました。
これに伴い、入院患者さんのご負担金額が下記の通り変更となります。

◎食事療養費（一食あたり）

区分		現行	改定後
一般（70歳未満）	高齢者（70歳以上）	負担額	負担額
一般所得者	現役並み 一般所得者	510円	550円
低所得者	入院日数90日以下	240円	270円
（住民税非課税）	入院日数90日超＊	190円	220円
低所得者Ⅰ		110円	130円
指定難病患者		300円	330円

＊「長期該当者」の申請を行った場合のみ適用となります。

◎生活療養費（1日あたり・療養病棟入院のみ）

	現行	改定後
65歳以上の方	370円	430円

本改定は令和8年度診療報酬改定に伴う制度変更によるものです。

ご理解のほどよろしくお願い致します。

津山中央記念病院